

## 一橋学会会則の制定について

### 一橋学会運営委員会

このたび一橋学会の会則が制定され後掲のごとくになった。事業をより確実に行なうことなどのため、学会の運営責任の明確化を試みた結果である。会則の趣旨のうち主要なところを以下に述べる。

会員は本学において教育・研究に直接たずさわる者全員から成るのを原則とする(第四条)。会長は一橋大学学長をもって、また評議員は一橋大学評議員をもって、それぞれ充てる。一橋大学後援会の諸役員は学会の参与として運営に関し参加する(第五、八条)。学会運営のいわば執行機関は運営委員会であるが、この運営委員会は現在のところ「一橋大学研究年報・同欧文ジャーナル・一橋論叢」の各編集委員長および一橋大学学術史編集委員長によって構成されている。運営委員会の委員長は運営委員の中から会長によって任命される(第九条)。運営委員会は事業の運営にあたり学会事務部を統轄する。そして事務部の中では事務部主任が統轄責任を負う(第九条一項、第一三条三項)。なお、この事務部主任は、運営委員会の意見を聴いて、会長が任命する(第一三条四項)。

この会則の施行期日は一九七八年四月一九日である。本会発行の諸誌の奥付に掲げられていた本会役員の表示も、その意味では、ほんらいすでに変更しておかねばならないものであった。ことに『一橋論叢』の場合は、本年の五月号(第七九巻第五号)から変更すべきものであった。同八月号(第八〇巻第二号)には間に合わせる事ができたが、このように遅れてしまったことについては御容赦ねがいたいと思う。

#### 一橋大学一橋学会会則

##### (名称)

第一条 本会は、一橋大学一橋学会と称する。

##### (目的)

第二条 本会は、一橋大学における学術の研究を促進することを目的とする。

##### (事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
一 「一橋論叢」、「一橋大学研究年報」、「Hitotsubashi Jour-

「*et al.*」その他の定期又は不定期の刊行物の編集及び発行  
二 その他、學術研究の促進に必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、次のとおりとする。

一 一橋大学の教授、助教授、専任講師及び助手

二 その他、本会が適当と認める者

2 会員は、別に定めるところにより、本会の発行する刊行物の配布を受ける。

(会長)

第五条 本会の会長は、一橋大学学長をもってこれに充てる。

(機関)

第六条 本会に、次の機関を置く。

一 評議員会

二 参与

三 運営委員会

四 編集委員会及び第三条第二号の事業に必要な委員会(以下「その他の委員会」という。)

五 監事

(評議員会)

第七条 評議員会は、本会の運営等に関する基本的な事項その他会長が必要と認める事項を審議する。

2 評議員会は、会長がこれを招集し、主宰する。

3 評議員は、一橋大学評議員をもってこれに充てる。  
(参与)

第八条 参与は、一橋大学後援会理事長、理事及び監事をもってこれに充てる。

2 会長は、本会の運営に関し必要と認めるときは参与の意見を徴し、これを評議員会に報告するものとする。

3 参与は、本会の運営に関し会長に意見を述べることができ。

(運営委員会)

第九条 運営委員会は、事務部を統轄し、会長を補佐して事業の運営にあたる。

2 運営委員は、各編集委員会及びその他の委員会の各委員長をもってこれに充てる。

3 運営委員長は、運営委員のなかから会長がこれを任命する。その任期は一年とする。

4 運営委員会は、必要と認めるときは編集委員会及びその他の委員会の補佐を受けることができる。

(編集委員会)

第十条 編集委員会は、第三条第一号にかかげる各刊行物ごとに設置され、その編集及び発行にあたる。

2 編集委員は、各学部及び前期教育に関する連合教授会並びに経済研究所においてこれを選出し会長が任命する。その任期は、評議員会が別に定める場合を除き、二年とする。

3 編集委員長は、編集委員会の委員の互選によりこれを選出し、会長が任命する。  
(その他の委員会)

**第十一条** その他の委員会は、必要に応じて評議員会の議により設置される。

2 本委員会については、その性質に反しないかぎり前条第二項及び第三項を準用する。

(監事)

**第十二条** 監事は、本会の事業の執行及び会計を監査する。

2 監事は、必要と認めるときは運営委員長、各編集委員長及びその他の委員会の委員長に対し、事業の報告を求め、又何時でも本会の事業及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は二名とし、評議員のなかから評議員会がこれを選出し、会長が任命する。その任期は、二年とする。

(事務所)

**第十三条** 本会の事務所は、これを一橋大学内におく。

2 事務所には、本会の事業を実施するため事務部をおく。

3 事務部には、事務部主任をおく。事務部主任は、運営委員長、各編集委員長及びその他の委員会の委員長を補佐して事務部を統轄する。

4 事務部主任は、会長が運営委員会の意見を聴いてこれを任命する。

(細則)

**第十四条** 本会の事業の実施に必要な細則は、運営委員会、編集委員会又はその他の委員会の議に基づき会長が別に定める。

附則

この会則は、昭和五十三年四月十九日から施行する。